

証券コード 5591

2026年3月12日

(電子提供措置の開始日 2026年3月5日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目3番3号
秋葉原ファーストスクエア9階
株式会社 A V I L E N
代表取締役 高橋光太郎

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://avilen.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「AVILEN」又は「コード」に当社証券コード「5591」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月26日（木曜日）午後5時までに4頁から5頁をご参照の上、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2026年3月27日（金曜日）午前10時30分（受付開始時間10時） |
| 2. 場 所 | 東京都台東区花川戸二丁目6番5号
台東区民会館 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第8期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
議案 | 取締役4名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

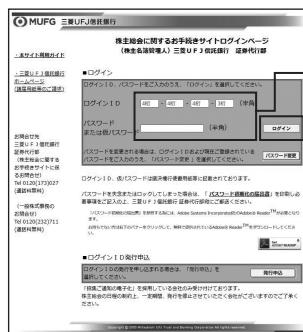
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">たかはし こうたろう 高橋 光太郎 (1995年1月29日)</p>	2019年8月 当社入社 2019年11月 当社取締役就任 2020年12月 当社代表取締役就任（現任） 2024年10月 株式会社LangCore取締役就任（現任）	99,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 高橋光太郎氏は、創業メンバーとして当社の事業拡大及び経営を牽引してきました。これらの経験及び見識に基づき、当社の更なる事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">まつくら りょう 松倉 怜 (1982年10月16日)</p>	2008年11月 最高裁判所司法研修所入所 2010年1月 経済産業省入省 2018年9月 Bain & Company入社 2022年9月 京都市DXアドバイザー（現任） 2022年11月 株式会社コインチェック入社 2023年4月 当社執行役員C O O就任 2024年7月 当社執行役員C E O就任 2025年3月 当社取締役C E O就任（現任）	-
<p>【取締役候補者とした理由】 松倉怜氏は、事業戦略及び組織戦略全般に精通し、当社の事業成長に貢献してきました。これらの経験及び見識に基づき、当社の更なる事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px; margin-bottom: 5px;">社外</div> おの たねき 小野 種紀 (1956年10月15日)	1988年9月 米国サリヴァン・アンド・クロムウェル 法律事務所入所 1997年7月 ゴールドマン・サックス証券入社 2011年4月 株式会社三井住友銀行入行 2011年10月 同社執行役員就任 2015年1月 S M B C日興証券株式会社常務執行役員 就任 2016年3月 同社常務取締役就任 2017年1月 日本郵便株式会社専務執行役員就任 2017年6月 トールホールディングス取締役就任 2018年6月 トールエクスプレスジャパン株式会社取 締役就任 2018年10月 J P トールロジスティクス株式会社取締 役就任 2021年4月 日本郵政株式会社専務執行役員就任 2021年4月 日本郵政キャピタル株式会社代表取締役 社長就任 2022年12月 P C I ホールディングス株式会社社外取 締役就任 2023年3月 当社社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 該当事項なし	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>小野種紀氏は、金融機関での豊富な経験に加え、過去に代表取締役社長をはじめ複数社で取締役を務めており、企業経営に関する豊富な経験を有しております。</p> <p>これらの経験及び見識に基づき、当社の取締役会において適時適切な助言を期待するとともに、客観的な立場から当社の経営を監督し、当社の企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であるため、引き続き社外取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px; margin-bottom: 5px;">社外</div> <small>とみたか ただふさ</small> 富高 忠房 (1959年3月18日)	1983年4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社 1989年7月 米国カリフォルニア大学バークレー校 客員研究員（AI） 1997年7月 米国ソニー・エレクトロニクス・リミテッド バイスプレジデント就任 2002年7月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社） 本社コーポレートテクノロジー部統括部長就任 2003年7月 同社本社グローバルハブ シニアバイスプレジデント就任 2006年7月 中国ソニーチャイナ有限公司 副総裁就任 2013年7月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社） 知財センターIPインキュベーション部部長就任 2016年4月 同社ソニーイノベーションファンド シニアベンチャーキャピタリスト就任 2022年4月 ソニーベンチャーズ株式会社 シニアベンチャーキャピタリスト就任 2025年4月 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） スタートアップ支援部アドバイザー就任（現任） （重要な兼職の状況）該当事項なし	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>富高忠房氏は、ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）を主としてテクノロジー領域及び投資領域に関する豊富な経験を有しております。</p> <p>これらの経験及び見識に基づき、当社の取締役会において適時適切な助言を期待するとともに、客観的な立場から当社の経営を監督し、当社の企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であるため、今回新たに社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小野種紀氏及び富高忠房氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野種紀氏の当社の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって3年であります。
4. 当社は、小野種紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 富高忠房氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、小野種紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
8. 富高忠房氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。

以上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは「データとアルゴリズムで、人類を豊かにする」をパーパスに掲げ、「企業と人がAIを自在に使いこなし、発展し続ける豊かな未来」の実現に向けて、「AIを搭載したソフトウェアの開発」と「デジタル組織の構築を支援するプログラムの提供」を主軸に、企業のAI活用/DX推進による成長を支援してきました。その中で、特に既存取引先のLTV最大化、AIソリューションの新パッケージ開発及びM&Aやアライアンスに向けた取り組みにより一層注力し、非連続成長の実現のための施策を進めております。

AIソフトウェアユニットでは、AI・データサイエンスの観点でデータの利活用により、顧客企業の業務効率化等の新たな価値を創造するソリューションを提供しています。高速かつ高精度なボイスボットの展開や業務プロセスの完全自動化を目指す帳票処理AIエージェント「帳ラク」等の最先端の生成AIソリューションの開発をはじめ、生成AI関連の開発プロジェクトやChatGPTを組み合わせた自社SaaSプロダクトである「ChatMee」等、生成AIビジネスへの展開に注力しております。

ビルドアップユニットでは、AI/DXに関わる組織及び人材の現状評価から必要人材（ビジネス領域及びエンジニア領域）の育成まで、AIの実装を実現するための組織開発に必要なパッケージ化されたサービスを一気通貫で提供しております。また、新たに生成AI関連コンテンツをリリースするなどサービス範囲の拡充を進めております。

AI業界を取り巻く事業環境については、生成AIの登場でAIの実用化が急速に進んでいる状況にあり、世界におけるAI市場規模は2030年には8,267億ドルになるとする予測（出典：総務省「令和7年版 情報通信白書」）がされております。この環境下において、AIソフトウェアの需要拡大に伴い、特にAI人材の需給ギャップが広がり、真に価値のあるAI活用のニーズが顕在化する見通しとなっております。

良好な事業環境のもと、組織開発からAIアルゴリズム開発まで完結したソリューションを提供できる当社独自の「一気通貫モデル」に加え、株式会社大塚商会等の資本業務提携先との連携を深化させながら、AIソフトウェア及びビルドアップ共に顧客基盤の拡充、継続性の高いプロジェクトを着実に積み上げております。また、DS-Hubの活用等により今後の成長に向けて優秀

な人材の採用も順調に進んでおります。加えて、生成AI領域に特化したエンジニア集団である株式会社LangCoreの連結子会社化により、当連結会計年度において通期業績を連結決算で取り込んでおります。さらに、株式会社ベルシステム24・伊藤忠商事株式会社とAIエージェント共創支援に関する業務提携契約を締結し、クライアント共創型で業務変革・AI実装・人材リスキリング・BPOまでを伴走支援するソリューションを提供開始しており、中長期的な事業拡大が見込まれる状況にあります。

当連結会計年度においては、AIソフトウェアユニット及びビルドアップユニットにおける顧客数・プロジェクト数は堅調に推移し、売上高1,672,557千円（前期比34.7%増）、営業利益274,217千円（前期比44.8%増）、経常利益261,866千円（前期比38.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益174,313千円（前期比50.3%増）となりました。なお、当社はAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、当社の販売実績を主な内訳に区分した売上高は、AIソフトウェアユニットは1,087,624千円（前期比37.5%増）、ビルドアップユニットは584,933千円（前期比29.8%増）となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は3,015千円で、本社オフィスの増床に係る建設仮勘定であります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第5期 (2022年12月期)	第6期 (2023年12月期)	第7期 (2024年12月期)	第8期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高 (千円)	—	—	1,241,485	1,672,557
経常利益 (千円)	—	—	188,821	261,866
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	116,012	174,313
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	19.14	28.54
総資産 (千円)	—	—	1,233,498	1,381,200
純資産 (千円)	—	—	552,595	726,960
1株当たり純資産 (円)	—	—	90.38	118.93

(注) 第7期より連結計算書類を作成しておりますので、第6期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第5期 (2022年12月期)	第6期 (2023年12月期)	第7期 (2024年12月期)	第8期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高 (千円)	732,090	929,587	1,187,534	1,534,946
経常利益 (千円)	110,702	162,475	177,575	231,898
当期純利益 (千円)	79,136	114,725	114,074	168,783
1株当たり当期純利益 (円)	13.19	19.08	18.82	27.64
総資産 (千円)	415,724	624,954	1,170,840	1,351,329
純資産 (千円)	204,389	415,705	550,657	719,492
1株当たり純資産 (円)	33.68	68.48	90.07	117.71

(注) 当社は、2023年7月20日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第5期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社LangCore	500千円	100%	生成AI関連システム受託開発及びAI活用コンサルティング

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社LangCore	東京都江東区豊洲三丁目4番2号	405,000千円

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、1,351,329千円であります。

④ その他

日本郵政株式会社及び日本郵政キャピタル株式会社は、当社のその他の関係会社であり、当社の株式を21.61%保有しています。当社は日本郵政キャピタル株式会社と資本業務提携契約を締結しています。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① 業界及び顧客基盤の拡張

持続的な成長のためには業界や顧客基盤の拡張が必要となります。当社グループの優位性は「(i)特定の業界に限定されない顧客の課題を捉え、マルチモーダルなAIソフトウェアの開発を可能にする技術コアモジュール」、「(ii)潜在的なAI/DX市場を創出し、高い継続率を実現するビジネスモデル」、「(iii)業界全体が抱える成長ボトルネックを解消する「AVILEN DS-Hub」のエコサイクル」、「(iv)高いブランド認知による顧客獲得能力」であり、これらの競争優位性は特定業界に限定されず幅広い業界において発揮されます。これまでの既存の業界及び顧客で積み上げた実績や知見を当社グループ全体で活用することで継続的に成長を続けてまいります。

② 一顧客当たり売上高の向上と契約の長期化

当社グループは、様々な業界の顧客に対し、ビジネスプロセスへのAI実装やAI実装に向けたコンサルティング（「AIソフトウェアユニット」）、組織のAI/DXロードマップの策定やDXアセスメント、経営企画やエンジニア等部門横断的なAI人材の育成による組織開発の支援（「ビルドアップユニット」）を実施しております。初期的には課題の特定、概念検証等を行い、それらの結果を踏まえて具体的なサービスの提供、AIアルゴリズムの実装や運用へと領域を拡充いたします。従いまして、その成果に応じて、顧客企業との契約期間が長期化することが見込まれております。また、前年度から契約が継続した顧客との取引は、「ビルドアップユニット」におけるコンテンツ間での取引拡充、「AIソフトウェアユニット」においては、より高度なAIモデルの実装や運用が必要になることが多いため、結果として一顧客当たり売上高は上昇する傾向にあります。

③ 既存パッケージ型ソフトウェアの強化と新規パッケージ型ソフトウェアの開発

当社グループはこれまで資本業務提携先の企業や各業界の上場企業をはじめとした企業に対するAI実装・データ利活用の支援を通じて、「ChatMee」をはじめパッケージ型ソフトウェアを開発・提供してきました。今後は既存パッケージ型ソフトウェアの強化とAIエージェントをはじめとした新規パッケージ型ソフトウェアの開発が課題となりますが、そのために、当社グループの開発体制の強化及び資本業務提携先との連携深化を進めてまいります。

④ 技術とビジネス双方において優れた人材の育成

持続的な成長のためには、技術面及びビジネス面の双方で優れた人材が必要であり、人材の確保と育成が課題となってまいります。当社グループには、AIアルゴリズムの構築等の技術面の豊富な知見を有するデータサイエンティストやエンジニアに加え、AIを活用した具体的な解決策の提示や難易度の高いAIプロジェクトのマネジメント等のビジネス面での執行能力を有するコンサルタントが在籍しております。更には「AVILEN DS-Hub」を通じた採用も行うことで、今後も、技術面及びビジネス面の双方の課題を解決できる能力を持つ人材の育成・採用に投資を継続してまいります。

⑤ 非連続な成長を支える事業資金の確保

当社グループは安定的にキャッシュ・フローを創出しているため、過去第三者割当増資等の資金調達を必要としておりませんが、今後の更なる事業拡大に伴う人材獲得や経営基盤の強化、非連続な成長のためのM&A等のアクション等のために、戦略的な資金調達を検討していく方針です。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、「データとアルゴリズムで、人類を豊かにする」をパーパスに掲げ、「企業と人がAIを自在に使いこなし、発展し続ける豊かな未来」の実現に向けて、生成AIをはじめとする当社が独自開発した技術コアモジュールである「AVILEN AI」を活用したAIソフトウェアの開発及び実装、また、AIドリブンなビルドアップコンテンツ（DXやAIを推進するための組織開発や人材育成コンテンツ）も提供することで、企業のAI実装推進を一気通貫で支援する「AIソリューション事業」を展開しております。

(6) 主要な営業所等 (2025年12月31日現在)

① 当社

本社：東京都中央区

② 子会社

株式会社LangCore 本社：東京都江東区

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数 (人)
AIソリューション事業	70 (9) 名

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68 (9) 名	7名増 (2名減)	31.8歳	2.7年

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

① 当社の借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	330,000千円

② 子会社 (株式会社LangCore) の借入先の状況

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	7,250千円

2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
(2) 発行済株式の総数 6,107,654株
(3) 株主数 4,765名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本郵政キャピタル株式会社	1,319,950株	21.61%
株式会社大塚商会	1,140,000	18.66
崔 一鳴	343,000	5.61
大川 遥平	261,000	4.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	260,300	4.26
UNITED NATIONS FOR THE UNITED NATIONS JOINT STAFF PENSION FUND A UN ORGAN (常任代理人 香港上海銀行)	144,800	2.37
株式会社SBI証券	132,800	2.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	131,400	2.15
吉田 拓真	108,000	1.76
高橋 光太郎	99,000	1.62

- (注) 1. 自己株式は保有しておりません。
2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は161株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2021年5月20日	2023年6月29日
新株予約権の数		132,000個	43,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 132,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 43,200株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり1.5円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 320円 (1株当たり 320円)	新株予約権1個当たり 1,670円 (1株当たり 1,670円)
権利行使期間		2021年5月21日から 2031年5月20日まで	2025年7月18日から 2033年6月28日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 132,000個 目的となる株式数 132,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 41,400個 目的となる株式数 41,400株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 1,800個 目的となる株式数 1,800株 保有者数 1名

		第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日		2024年10月11日	2024年10月30日
新株予約権の数		1,574個	2,179個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 157,400株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 217,900株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり100円	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 96,400円 (1株当たり 964円)	新株予約権1個当たり 95,500円 (1株当たり 955円)
権利行使期間		2024年10月28日から 2032年10月27日まで	2024年11月14日から 2032年11月13日まで
行使の条件		(注) 4	(注) 4
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,574個 目的となる株式数 157,400株 保有者数 2名	新株予約権の数 2,179個 目的となる株式数 217,900株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a)320円を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b)320円を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、320円を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が320円を下回る価格となったとき。

②新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者は、割当日から権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 行使の条件

①新株予約権者は、割当日から権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとする。

②新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。この場合において、本新株予約権は以下の(i)乃至(iii)に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。

(i)割当日から2年後の応当日から割当日から3年後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の個数の3分の1(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。)について、行使可能となる。

(ii)割当日から3年後の応当日から割当日から4年後の応当日の前日までは、行使された本新株予約権の累積個数(上記(i)の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。)が割当てられた本新株予約権の個数の3分の2(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。)に満つるまで行使可能となる。

(iii)割当日から4年後の応当日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 2023年6月29日開催の臨時株主総会の決議により、2023年7月20日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4. 行使の条件

①割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	高橋 光太郎	株式会社LangCore 取締役
取締役CEO	松倉 怜	—
取締役CSO	錦 拓男	株式会社LangCore 取締役
取締役	小野 種紀	—
常勤監査役	大源 悠美子	—
監査役	山本 飛翔	弁護士法人OLD NEW THINGS法律事務所 代表弁護士 ストックマーク株式会社 社外監査役
監査役	矢治 博之	株式会社チェンジホールディングス 社外監査役 美和ロック株式会社 社外監査役 株式会社Ollo 社外監査役

- (注) 1. 取締役小野種紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大源悠美子氏、山本飛翔氏及び矢治博之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大源悠美子氏及び矢治博之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役山本飛翔氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中に退任した役員の氏名、退任日、退任事由、並びに退任時の地位及び重要な兼職の状況は、次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
小玉 泰子	2025年3月28日	辞任	常勤監査役 株式会社Lupinus 社外監査役 株式会社クウゼン 社外監査役 株式会社フクロウラボ 社外監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は役員、執行役員及び管理職従業員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者が負担することになる職務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反に係る損害賠償請求等の一定の事由に対しては、補償の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年9月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

- ・ 取締役の報酬等は基本報酬より構成し、当該基本報酬は月例の固定報酬とする。
- ・ 取締役の報酬の決定に際して、職務職責や能力の状況、これまでの経験値、同業他社の状況その他考慮すべき事項を総合的に踏まえ、各取締役の個別報酬額を決定する。
- ・ 各取締役の報酬額を決議する取締役会において、報酬の透明性を確保するために、社外取締役又は監査役の適切な関与・助言等を求めるものとする。
- ・ 業績連動報酬及び非金銭報酬については、今後適切な時期に、適切な内容及び方法による導入を検討するものとする。また、業績連動報酬及び非金銭報酬を導入した際の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ決定するものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	48,600千円 (1,200)	48,600千円 (1,200)	－千円 (－)	－千円 (－)	4名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8,400 (8,400)	8,400 (8,400)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	57,000 (9,600)	57,000 (9,600)	－ (－)	－ (－)	8 (5)

(注) 当事業年度中に退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

区分	決議年月日	報酬等の 種類	決議の内容の概要	決議に係る役員の員数
取締役	2024年3月29日 第6回定時株主総会	金銭報酬	年額60,000千円以内 (うち社外取締役年額 10,000千円以内)	4名 (うち社外取締役1名)
監査役	2024年3月29日 第6回定時株主総会	金銭報酬	年額10,000千円以内	3名 (うち社外監査役3名)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役山本飛翔氏は、弁護士法人OLD NEW THINGS法律事務所の代表弁護士及びストックマーク株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役矢治博之氏は、株式会社チェンジホールディングス、美和ロック株式会社及び株式会社Ollの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要
取締役 小野 種紀	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。</p> <p>金融機関での豊富な経験に加え、過去に代表取締役社長をはじめ複数社で取締役を務めており、企業経営に関する豊富な経験を有していることから、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。当社の企業価値の更なる向上を推進するために専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役 大源 悠美子	<p>2025年3月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社における内部統制強化に向けた必要な助言・提言を行っております。</p>
監査役 山本 飛翔	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコーポレート・ガバナンス強化のために必要な助言・提言を行っております。</p>
監査役 矢治 博之	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社における内部統制強化に向けた必要な助言・提言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また、配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質の強化のため必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。

現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には経営成績及び財務状態を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては、現時点において未定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開と財務体質の強化のための財源として、有効に活用していく方針であります。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	975,449	流動負債	402,489
現金及び預金	642,136	買掛金	23,381
売掛金及び契約資産	382,062	未払金	25,841
その他	26,343	未払費用	54,742
貸倒引当金	△75,093	契約負債	51,238
		1年内返済予定長期借入金	85,500
		未払法人税等	78,798
固定資産	405,750	賞与引当金	25,019
有形固定資産	7,117	その他	57,966
建物	0	固定負債	251,750
工具、器具及び備品	4,101	長期借入金	251,750
建設仮勘定	3,015		
		負債合計	654,239
無形固定資産	329,623	(純資産の部)	
のれん	291,922	株主資本	726,387
著作権	4,535	資本金	62,635
ソフトウェア	33,165	資本剰余金	59,635
		利益剰余金	604,115
投資その他の資産	69,009	新株予約権	573
敷金及び保証金	17,083	純資産合計	726,960
繰延税金資産	51,925	負債純資産合計	1,381,200
資産合計	1,381,200		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		1,672,557
売上原価		508,637
売上総利益		1,163,919
販売費及び一般管理費		889,701
営業利益		274,217
営業外収益		
受取利息	916	
助成金収入	3,600	
その他	518	5,035
営業外費用		
支払利息	6,534	
為替差損	572	
支払手数料	10,250	
その他	30	17,386
経常利益		261,866
税金等調整前当期純利益		261,866
法人税、住民税及び事業税	120,196	
法人税等調整額	△32,644	87,552
当期純利益		174,313
親会社株主に帰属する当期純利益		174,313

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	833,317	流動負債	385,837
現金及び預金	512,386	買掛金	24,981
売掛金及び契約資産	366,951	未払金	24,546
前払費用	11,269	未払費用	51,428
前渡金	1,870	契約負債	51,238
その他	12,339	預り金	17,738
貸倒引当金	△71,500	1年内返済予定の長期借入金	84,000
		未払消費税等	33,220
		未払法人税等	73,664
		賞与引当金	25,019
固定資産	518,012	固定負債	246,000
有形固定資産	7,117	長期借入金	246,000
建物	0		
工具、器具及び備品	4,101		
建設仮勘定	3,015		
無形固定資産	37,700	負債合計	631,837
著作権	4,535		
ソフトウェア	33,165	(純資産の部)	
投資その他の資産	473,194	株主資本	718,919
関係会社株式	405,000	資本金	62,635
敷金及び保証金	17,083	資本剰余金	59,635
繰延税金資産	51,110	資本準備金	59,635
		利益剰余金	596,647
		その他利益剰余金	596,647
		繰越利益剰余金	596,647
		新株予約権	573
資産合計	1,351,329	純資産合計	719,492
		負債純資産合計	1,351,329

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,534,946
売上原価	510,885
売上総利益	1,024,060
販売費及び一般管理費	779,630
営業利益	244,430
営業外収益	
受取利息	776
助成金の収入	3,600
その他	361
合計	4,738
営業外費用	
支払利息	6,417
為替差損	572
支払手数料	10,250
その他	30
合計	17,269
経常利益	231,898
税引前当期純利益	231,898
法人税、住民税及び事業税	98,044
法人税等調整額	△34,929
当期純利益	168,783

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社A V I L E N
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 博 康
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 映

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A V I L E Nの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A V I L E N及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社A V I L E N
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 酒 井 博 康

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齋 藤 映

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A V I L E Nの2025年1月1日から2025年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

株式会社 A V I L E N 監査役会
常勤監査役 大源 悠美子 ㊞
(社外監査役)
社外監査役 山本 飛翔 ㊞
社外監査役 矢治 博之 ㊞

以 上

第8回定時株主総会会場ご案内図

東京都台東区花川戸二丁目6番5号

台東区民会館



最寄り駅

- ・東京メトロ銀座線「浅草駅」7番出口より徒歩5分
- ・都営地下鉄浅草線「浅草駅」A4番出口より徒歩8分
- ・東武鉄道「浅草駅」正面改札口より徒歩5分
- ・つくばエクスプレス「浅草駅」A1出口より徒歩9分